

ワイドバンドシステム研究会 研究活動奨励賞選奨規定  
(平成28年11月28日 専門委員会議決)

第1条 ワイドバンドシステム研究会研究活動奨励賞（以下、WBS研究活動奨励賞と略す）は、各年度のワイドバンドシステム研究会ならびにワイドバンドシステム研究専門委員会が主催する総合大会及びソサイエティ大会において、第一著者として執筆し、かつ、当日発表を行った講演者のうち、多くの研究発表を行った講演者に対して授与される。

第2条 WBS研究活動奨励賞は、以前に受賞歴のある講演者が受賞しても差し支えない。

第3条 WBS研究活動奨励賞は、賞状とし、最も多くの研究発表を行った講演者には、賞状に加えて副賞を授与する。

2. 副賞は、1件あたり5,000円相当の図書カードとする。

第4条 WBS研究活動奨励賞の授賞者を選定するため、ワイドバンドシステム研究専門委員会内に研究活動奨励賞選奨委員会を設置する。本選奨委員会の審議にもとづき、授賞候補となる講演者をワイドバンドシステム研究専門委員会へ推薦する。

第5条 WBS 研究活動奨励賞の授賞者は、ワイドバンドシステム研究専門委員会の議決をもって決定する。

第6条 研究活動奨励賞選奨委員会の構成ならびに授賞候補者の具体的な選定方法については、別途定める。

第7条 この規定の改廃は、ワイドバンドシステム研究専門委員会の議決によって行う。

付 則

この規程は平成 28 年 11 月 28 日から施行する。

研究活動奨励賞選奨委員会の構成ならびに授賞候補者の選定方法

- ・本選奨委員会は、委員長を1名、幹事2名、委員若干名によって構成する。
- ・本選奨委員会は、当該年度の講演者の研究発表件数を集計し、3件以上の研究発表を行った講演者を授賞候補者として選定するとともに、ワイドバンドシステム研究専門委員会へ推薦する。